

かながわソーラーバンクシステム設置プランの登録申請の受付開始について

神奈川県では、太陽光発電設備をリーズナブルな価格で安心して設置していただくために、平成23年12月から「かながわソーラーバンクシステム」を運営しています。

このシステムでは、戸建住宅用、共同住宅用及び工場や店舗等を対象とした産業用の太陽光発電設備の設置プランを、事業者からの申請に基づき登録し、周知を図っており、本日から平成26年度の登録申請の受付を開始しますのでお知らせします。

1 設置プランの要件の見直し

平成26年度は、設置プランの設置費用の要件と登録申請者の要件について、次のとおり見直し、多様な設置プランの登録申請ができるようにしました。

(1) 設置プランの設置費用の要件

ア 設置費用の要件の見直し

設置プランは、売電収入等により、固定価格買取制度の買取期間(10年間)内に設置費用を回収できることを基本としており、昨年度は、戸建住宅用は38万円/kW以下、共同住宅用は40万円/kW以下という要件を設定していました。

しかし、太陽光パネルの発電効率が向上し、設置費用が割高でもそれを回収できるケースがあるため、一律の価格要件を廃止し、設置プランごとに売電収入等を算出して、設置費用の回収が見込めることを確認することにしました。

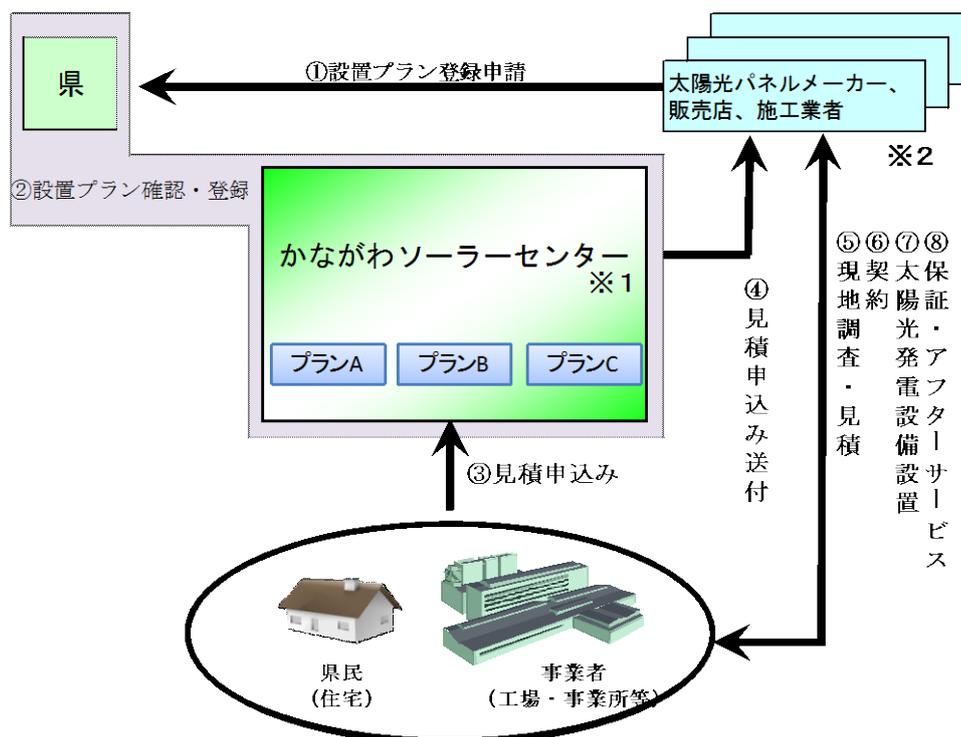
イ 設置費用の要件の適用除外

設置費用の回収が見込めなくても、発電効率が高い太陽光パネルを設置して発電量を増やしたい、あるいは建物への荷重が少ない軽量の太陽光発電設備を設置したいといったニーズにも応えるため、そうした設置プランは、前項の設置費用の要件を満たしていなくても、登録して周知を図ることにしました。

(2) 設置プランの登録申請者の要件

登録申請者の要件は、多くの事業者の参加を促すため「パネルメーカー、販売店、施工業者等の複数事業者から成る事業体」としていましたが、多様な設置プランの登録申請をし易くするため、事業者が単独で申請できることにしました。

【平成26年度かながわソーラーバンクシステム概要図】



※1 「かながわソーラーセンター」とは
県が開設している太陽光発電設備の設置に関する相談支援窓口。

電話 : 0120-402-442又は045-232-4024
開設日: 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)(平成26年4月1日以降)

※2 販売店、施工業者

ソーラーバンクシステムに参加する事業者のうち、販売店と施工業者については、所在地の要件(県内に現に事務所を有して事業を行っていること)を設けています。

2 登録申請の受付

(1) 受付期間

平成26年3月26日(水曜日)～平成26年12月19日(金曜日)の県庁開庁日
受付期間中は、随時、登録申請を受け付けますが、県で登録した設置プランを掲載したチラシを作成・配布する都合上、できる限り平成26年4月中に申請してください。

(2) 申請方法

登録申請書を、神奈川県産業労働局産業・エネルギー部地域エネルギー課へ持参又は郵送してください。

なお、実施要領(登録申請書を含む)は、神奈川県産業労働局産業・エネルギー部地域エネルギー課のホームページからダウンロードできます。

(URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360844/p418714.html>)

【参考】平成25年度かながわソーラーバンクシステム 戸建住宅用設置プラン

プランNo.	代表事業者名	パネルメーカー(生産国)	出力(kW)	設置参考金額(円)(税込)	kW単価(万円/kW)	設置費用回収目安(年)
A-1	株式会社京セラソーラーコーポレーション	京セラ株式会社(日本)	3.80	1,442,137	38.0	9.5
A-2	株式会社サニックス	サニックス(現代重工業)(韓国)	4.05	1,402,800	34.6	9.0
A-3	株式会社エコ&エコ	株式会社東芝(日本)	3.60	1,360,000	37.8	9.3
A-4	シャープエネルギーソリューション株式会社	シャープ株式会社(日本)	4.08	1,546,650	37.9	9.5

※出力や設置参考金額は標準モデルであり、設置する屋根の面積などにより変わります

問い合わせ先

神奈川県産業労働局産業・エネルギー部
地域エネルギー課

課長 山田 電話 045-210-4101
グループリーダー 藤本 電話 045-210-4090